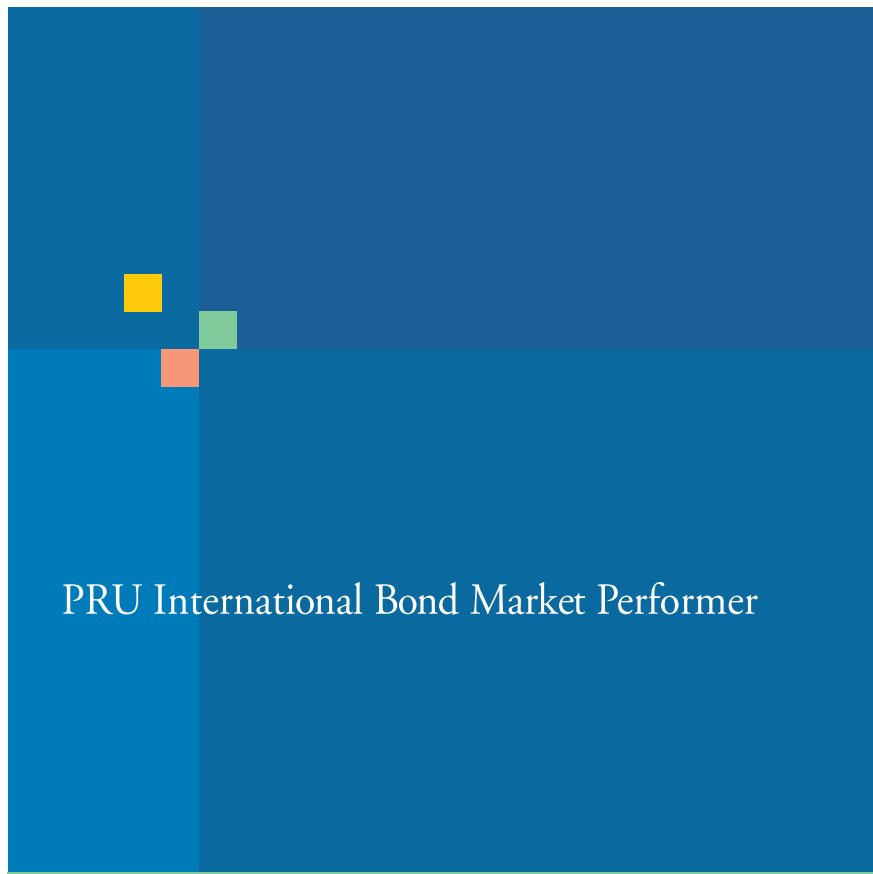


# PRU海外債券マーケット・パフォーマー

追加型投信／海外／債券



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

## ファンドに関する照会先

PRUホットライン: 03 - 6832 - 7111

(受付時間: 営業日の9:00~17:00 土日・祝休日、12月31日~1月3日は休業)

ホームページ: <https://www.pgim.com/pgim-japan/>

## 委託会社[ファンドの運用の指図を行う者]

PGIMジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第392号

設立年月日 2006年4月19日

資本金 219百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額 4兆1,854億円

(資本金、運用純資産総額は2021年1月末現在)

## 受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## 商品分類及び属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。

◆商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「PRU海外債券マーケット・パフォーマー」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年3月10日に関東財務局長に提出しており、2021年3月11日にその届出の効力が生じております。
- 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資家からの請求により販売会社から交付されます。請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

※"Prudential"、"PGIM"、それぞれのロゴおよびロック・シンボルは、プルデンシャル・ファイナンシャル・インクおよびその関連会社のサービスマークであり、多数の国・地域で登録されています。

※PGIMジャパン株式会社は、世界最大級の金融サービス機関プルデンシャル・ファイナンシャルの一員であり、英国プルデンシャル社とはなんら関係がありません。

## ☑ ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

PRU海外債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行い、FTSE世界国債インデックス(除く日本)\*の動きに追従する投資成果を目標として運用を行います。

\*FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。本ファンドでは、FTSE世界国債インデックス・データに基づき、委託会社が円換算ベースに計算したものを使用します。

### ファンドの特色

1 「PRU海外債券マザーファンド」への投資を通じて、日本を除く世界の主要国の公社債を中心に投資を行います。

2 FTSE世界国債インデックス(除く日本)の動きに追従する投資成果を目標として運用を行います。

3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4 当ファンドの信託期間は無期限です。

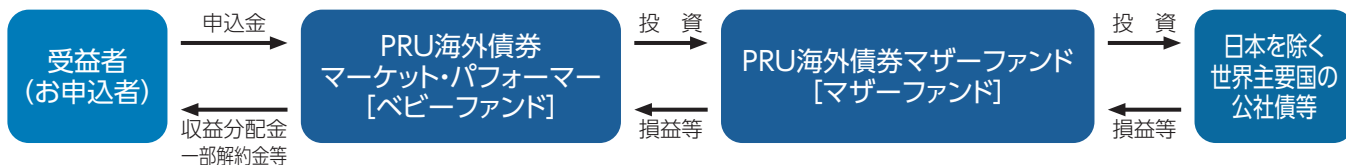
5 年1回(原則、12月10日。)決算し、収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

- ファミリーファンド方式では、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行います。
- マザーファンドの運用成果は、すべてベビーファンドに反映されます。



(注)自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金(税控除後)は、原則として、自動的に再投資されます。

### 主な投資制限

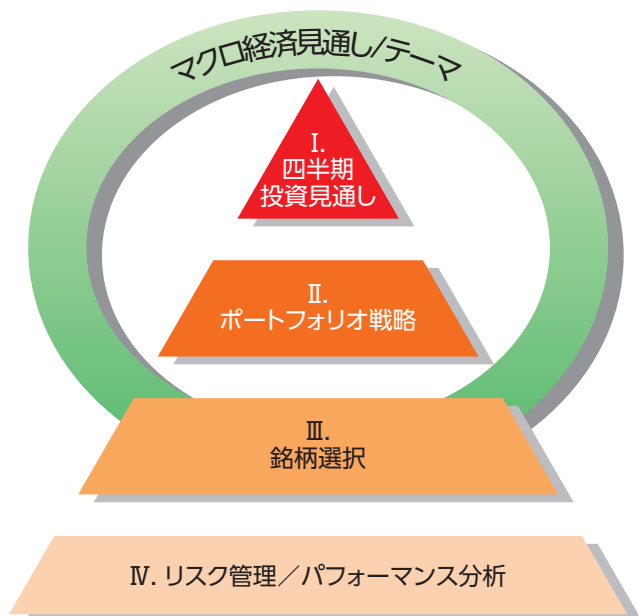
- ・ 外貨建資産への実質投資割合については制限を設けません。
- ・ 株式への実質投資割合は、取得時においてファンドの純資産総額の10%以下とします。

## ☑ ファンドの目的・特色

### 運用プロセスの概要 (マザーファンドの運用)

PRU海外債券マザーファンド

◆投資一任契約に基づいて、PGIMインクに運用の指図に関する権限を委託します。



- I. 四半期投資見通し  
・トップダウンによる投資及びクレジット環境見通し策定
- II. ポートフォリオ戦略  
・ポートフォリオ戦略の策定
- III. 銘柄選択  
・セクター及び銘柄選択
- IV. リスク管理/パフォーマンス分析  
・リスク・モニタリング及びパフォーマンス分析

### PGIMインクにおける債券運用

(1) 債券の運用額は約9,460億米ドル(約99兆円、2020年9月末) 為替1米ドル=105.530円で換算

運用対象としている債券の種類は米国国債、米国投資適格社債、米国ハイイールド債、米国地方債、グローバル債券、エマージング債券、短期金融商品(マネー・マーケット)等と多岐にわたっており、専門のマネージャーによる付加価値の高い債券運用サービスをご提供しております。

(2) 独自の信用調査と運用モデル、綿密な分析とリスク管理

独自の信用調査と運用モデルを駆使して、資産配分や割安と判断される銘柄選定を行います。さらに、リスク管理の際にも綿密な信用分析および独自のモデルを活用し、徹底したリスク管理を図ります。

(3) 効果の高いボトムアップ・アプローチとトップダウン・アプローチの併用

債券の種類ごと、社債の業種ごと等の相対的な価値の分析、銘柄の選定および売買執行等は、より専門的なノウハウの活かせるボトムアップ・アプローチで行います。また、投資戦略、資産配分およびリスク管理等は、グローバルで広範な視点から判断できるトップダウン・アプローチを採用しています。

(4) 一貫した投資プロセスで安定した投資成果の獲得

債券の種類ごとにそれぞれ専門に担当する各チームが連携して運用します。チーム運用に徹することで、運用プロセスの一貫性が保たれ、安定した投資成果の獲得につながると考えます。

## ☐ 投資リスク

### ■基準価額の変動要因

当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので基準価額は変動し、これらの運用による損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。

投資に際しましては、当ファンドのリスク・留意点を十分ご理解の上お申込みください。

※なお、下記は、当ファンドの投資に際しての主なリスクです。すべてのリスクを網羅しておりませんので、ご注意ください。

### 金利変動リスク

一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

### 信用リスク

公社債、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品の発行体が経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

### カントリー・リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受けることにより、基準価額が下がる要因となる可能性があります。

### 為替変動リスク

一般的に、外国為替相場が対円で下落した場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。なお、当ファンドでは、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。このため、円と投資対象国通貨の為替レートの変化が、ファンドの資産価値に影響を与えます。

- ファンドの基準価額は、信託報酬等の負担、FTSE世界国債インデックス(除く日本)構成銘柄との差異や、約定価格と指数算出価格との乖離等により、当該指標の動きに追随しない場合があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおける資金流出入等により、当該マザーファンドの価額が下がる場合があります。ファンドの基準価額が下がる要因となります。

### ■分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### ■その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### ■リスクの管理体制

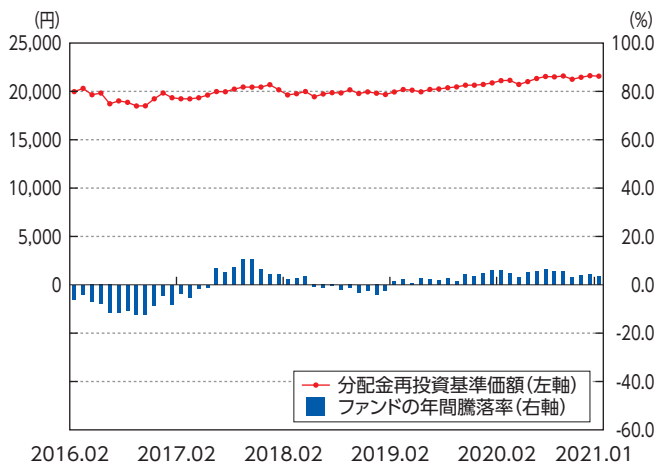
運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認はコンプライアンス部が行います。全体的な運用状況の管理は投資運用本部またはグローバル資産運用部が行います。運用に関するリスク管理およびパフォーマンス分析については、リスク管理部が行います。これらの各部の情報は、原則として月1回開催されるリスク管理委員会に報告され、その内容の確認・検討が行われた後に各部にフィードバックされ、その後の業務に反映されます。



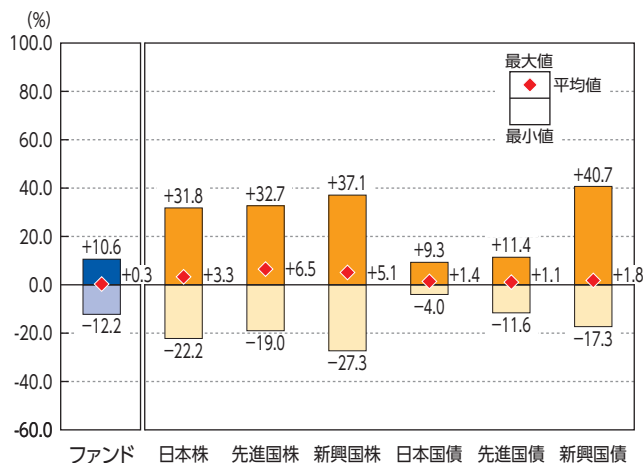
# 投資リスク

## (参考情報)

### ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2016年2月から2021年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

#### ●各資産クラスの指数

- 日本株…… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株… MSCI KOKUSAIインデックス (配当込み)
- 新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)
- 日本国債… NOMURA-BPI国債
- 先進国債… FTSE世界国債インデックス (除く日本)
- 新興国債… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド指数

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

#### ●東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX=Tokyo Stock Price Index) とは、わが国の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部銘柄の基準時 (1968年1月4日終値) の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、(株)東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標または標章に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。(株)東京証券取引所は、当ファンドの運用成果等に関し責任を有しません。

#### ●MSCI KOKUSAIインデックス (配当込み)

「MSCI KOKUSAIインデックス」とは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国で構成されています。また、MSCI KOKUSAIインデックスに対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCI Inc. に帰属します。MSCIではかかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

#### ●MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み) に対する著作権及びその他知的財産権は、全てMSCI Inc. に帰属します。MSCIでは、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

#### ●NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。野村証券株式会社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

#### ●FTSE世界国債インデックス (除く日本)

「FTSE世界国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

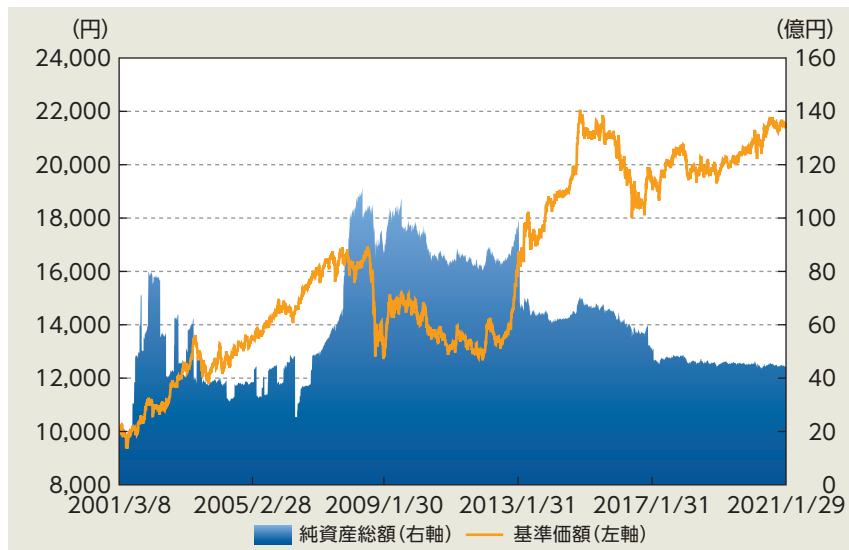
#### ●JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド指数

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド指数」とは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド指数」は、「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド指数 (ドルベース)」をもとに委託会社が円換算ベースに計算したものです。

# 運用実績

(基準日:2021年1月29日)

## 基準価額・純資産の推移



基準価額	21,573円
純資産総額	44.5億円

### 分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2016年12月12日	0円
2017年12月11日	0円
2018年12月10日	0円
2019年12月10日	0円
2020年12月10日	0円
設定来累計	0円

(注1) 基準価額は、1万口当たりです。  
(注2) 基準価額は、信託報酬控除後の値です。

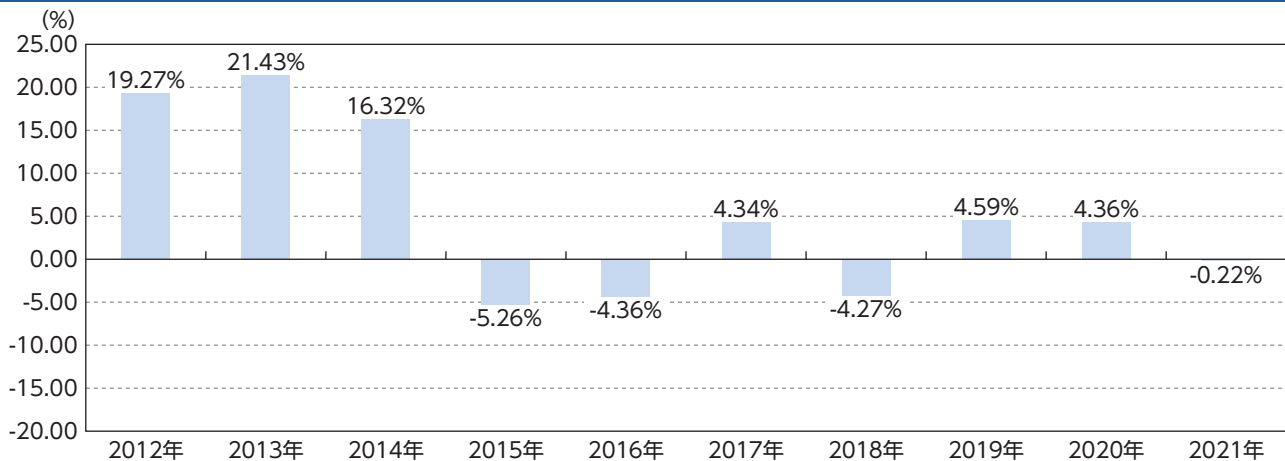
## 主要な資産の状況 (マザーファンド)

通貨別構成	投資比率
米ドル	42.2%
ユーロ	41.6%
英ポンド	6.8%
その他	9.4%
合計	100.00%

	国	種類	組入上位10銘柄	クーポン	償還日	投資比率
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.250%	2024年11月15日	4.98%
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.500%	2024年5月15日	2.94%
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.000%	2021年11月15日	2.35%
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.125%	2025年5月15日	2.02%
5	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	8.500%	2023年4月25日	1.93%
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.750%	2022年3月31日	1.86%
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6.375%	2027年8月15日	1.80%
8	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	5.000%	2039年8月1日	1.77%
9	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	5.750%	2032年10月25日	1.66%
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.875%	2046年11月15日	1.58%

※マザーファンドの運用状況です。

## 年間収益率の推移



(注1) ファンドの年間収益率は、基準価額を使用して計算しております。  
(注2) 2021年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。  
※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## ☐ 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が指定する期日までに、販売会社にお支払いください。
換金単位	1口単位とします。
換金価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として、お申込受付日から起算して5営業日目よりお支払いします。
購入・換金申込不可日	ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日の場合は、申込みの受付は行いません。
申込締切時間	お申込みの取扱いは、営業日の午後3時までとさせていただきます。
購入の申込期間	2021年3月11日～2021年9月9日 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	該当事項がありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止することがあります。
信託期間	無期限(設定日:2001年3月8日)
繰上償還	以下の事由が生じた場合等には、繰上償還となることがあります。 ・繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	12月10日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて分配します。 ※分配金をお受取りになる「一般コース」と分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。 ※販売会社により取扱い可能なコースが異なります。
信託金の限度額	3,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に運用報告書を作成します。交付運用報告書は販売会社を通して受益者に交付します。運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除の適用はありません。



# ☐ 手続・手数料等

## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用										
購入時手数料	お申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <b>2.2% (税抜2.0%)</b> を上限として、販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等の対価です。									
信託財産留保額	ご換金のお申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <b>0.1%</b> の率を乗じて得た額とします。									
投資者が信託財産で間接的に負担する費用										
運用管理費用 (信託報酬)	<p><b>純資産総額に対して年率0.715% (税抜0.65%)</b></p> <p>運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p> <p>※運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときに投資信託財産から支弁します。</p> <p>運用管理費用の配分 (税抜)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>年率0.32%</th> <th>委託した資金の運用の対価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.26%</td> <td>運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.07%</td> <td>運用財産の管理、 委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各支払先の配分には、別途消費税がかかります。</p>	委託会社	年率0.32%	委託した資金の運用の対価	販売会社	年率0.26%	運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価	受託会社	年率0.07%	運用財産の管理、 委託会社からの指図の実行の対価
	委託会社	年率0.32%	委託した資金の運用の対価							
	販売会社	年率0.26%	運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供等の対価							
	受託会社	年率0.07%	運用財産の管理、 委託会社からの指図の実行の対価							
<p>・投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 (消費税相当額を含みます。) および受託会社が立替えた立替金の利息等は、投資信託財産からその都度支弁します。</p> <p>・目論見書および運用報告書等の作成に係る費用等</p> <p>純資産総額の年0.05%を上限に、かつ当該費用の実費の額以内の額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日ならびに毎計算期末および信託終了のときに投資信託財産から支弁します。</p> <p>・ファンドの監査費用</p> <p>純資産総額の年0.0055% (税抜0.005%) を上限とし、かつ当該費用の実費の額以内の額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日ならびに毎計算期末および信託終了のときに投資信託財産から支弁します。</p> <p>※これらの費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することができません。</p>										
その他の費用・手数料										

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ☐ 手続・手数料等

### 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2021年1月末現在のものです。

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]、未成年者少額投資非課税制度[愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)]をご利用の場合、毎年、年間一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

